

平成26年第3回定例教育委員会

平成26年3月28日(金) 午後2時30分

江別市教育庁舎 大会議室

出席者	委員長	長谷川 清 明	説明員	教育部長	佐藤 哲 司
	委員	相馬 範 子		教育部次長	斉藤 俊 彦
	委員	郷 早 見		学校教育支援室長	
	教育長	月田 健 二			苅谷 正 樹
欠席者	委員	上野 聡 志		総務課長	萬 直 樹
				総務課参事	三 富 一 義
				学校教育課長	伊藤 忠 信
				学校教育支援室参事	
					浦田 和 秀
					金子 武 史
				給食センター長	福井 洋 春
				対雁調理場長	鈴木 正 春
				生涯学習課長	岩 渕 淑 仁
				生涯学習課主幹	渡 辺 美 登 里
				情報図書館長	大 村 勇 二
				郷土資料館長	小 林 則 幸
			記録員	総務課総務係長	近 藤 澄 人
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 平成26年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 江別第一中学校教職員住宅における灯油漏れ事故について

2 審議事項

平成26年議案第18号

江別市教育委員会に対する市長の権限に属する事務の委任に係る同意について

平成26年議案第19号

江別市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

平成26年議案第20号

江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について

平成26年議案第21号

江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について

平成26年議案第22号

江別市私立幼稚園の就園奨励費に対する補助金交付規則及び江別市私立幼稚園補助金交付規則を廃止する規則の制定について

平成26年議案第23号

江別市小学校外国語活動指導助手の任用等に関する規程の制定について

平成26年議案第24号

江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

平成26年議案第25号

江別市少年育成委員の委嘱について

平成26年議案第26号

江別小学校・江別第三小学校統合校の学校名について

3 その他

○各課所管事項について

(1) 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱について

○次回教育委員会予定案件について

○平成26年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

長谷川委員長

(開会)

それでは、ただいまから、平成26年第3回定例教育委員会を開会いたします。
本日の議事日程は配付のとおりであります。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を相馬委員さんをお願いいたします。

また、議案第19号ないし議案第22号の4件の議案につきましては、関連がありますことから、一括説明・一括質疑として進めてよろしいですか。

(異議なし)

そのように確認いたします。

それでは議事に入ります。

1の報告事項(1)平成26年第1回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。佐藤教育部長お願いします。

佐藤教育部長

平成26年第1回江別市議会定例会の一般質問・答弁要旨についてご報告いたします。

3月7日、10日、11日の3日間で、6名の議員から一般質問がありました。

初めに相馬議員です。読書意欲を高める取組で、読書通帳は借りた本が預金通帳のように記録される例や簡便なスタンプ方式の例があり、子供たちの読書意欲を高め、読書習慣を定着させるには効果的と認識しており、先進的な取組も参考に今後、研究してまいりたい。

次に、理科教育の充実について。理科のために予算化された設備備品費の現状は記載のとおりです。

次に、新学習指導要領で整備が期待される実験機器等の整備状況ですが、教材用備品の整備は、国の補助金交付要綱の例示品目を参考に、各学校が配分予算の中で行っています。理科備品の整備状況は記載のとおりで、今後も計画的な整備に努めたい。

次に、理科専科教員の配置は、道教委の教職員定数配置基準に理科専科の配置に関する定めがなく、市内の小中学校には配置されていません。

次に、校内研修会等の実態ですが、今年度は、道教委や市教委が開催する理科教育の研修会参加者が校内研修会で報告した小学校が5校。校内の研究授業等で理科を題材として、教員相互による授業観察や指導案の検討・協議を行った小学校が3校となっています。市内全小中学校が道教委等が開催する研修会、セミナーに参加しており、研修資料は全校で配布・回覧し、情報共有を図っています。市教委としては、観察や実験、栽培、飼育など理科教育の特質に応じた適切な指導が行われるよう、研修会の定着に努め、校内研修等も充実を図るよう指導してまいりたい。

次に、研修のバックアップ体制ですが、理科教育の指導力向上には、教員の苦手意識の克服や実験など実技の習得が必要で、道立教育研究所の協力により実験講座を実施し、指導力向上に努めてきました。校内研修の充実には、学校から講師派遣の要請があった際は、同研究所理科センターと連携し、専門職員を派遣できるよう、支援に努めていきたい。

次に、初任者の実技研修ですが、初任者研修は、採用の日から一年間の教諭の職務遂行に必要な事項に関する研修で、道教委が実施しており、学校運営、学級経営、生徒指導等を主とし、専科の研修は行われていないところです。市教委としては、初任者教員に教職員セミナーの理科実験講座の受講を奨励し、指導力の向上に努めていきたい。

次に、各学校の理科教育設備の廃棄・更新ですが、教材の耐用年数は、国の教材基準に基づき10年で、各校で備品台帳を整備しており、耐用年数を参考に、備品の状態に応じて学校が適切に廃棄、更新しています。

次に、今後の理科教育の施策ですが、学習指導要領では、科学技術の土台である理数の力を育むことを重視し、小中学校での学習の円滑な接続を踏まえた指導内容を充実させるとしています。教材整備の促進を図るため、国は平成21年度からの「教材整備緊急3か年計画」を定め、市は記載の予算措置を行い、整備に努めてきたところです。さらに、国は学習指導要領の実施に伴い指針を取りまとめ、24年度から10年間の新たな教材整備計画を策定しています。これは地方交付税措置ですが、理科備品の整備は、できるだけ国の補助金を活用し、計画的に進めていきたい。

次に、土曜授業について、まずその考え方ですが、文部科学省では、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校での授業や地域での多様な学習、文化やスポーツ、体験活動の充実に取り組むことが重要との観点から、土曜授業を推進しています。昨年、学

佐藤教育部長

校教育法施行規則が改正され、市教委が必要と認める場合は、休日でも授業等の実施が可能となりました。

土曜授業は、教育課程内の「土曜授業推進事業」と、教育課程外の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」、「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業（通称、土曜日の教育支援）」があります。このうち、「土曜日の教育支援」は「土曜広場」がほぼ要件を満たしており、道教委に仮申請を行ったところです。

次に、今後の取組ですが、文部科学省による事業内容の確定を待って、土曜広場の内容について検討を加えてまいりたい。土曜広場推進委員会に対し、今後どのようなサポートの充実を考えているかの再質問ですが、土曜広場は、子供の土曜日の居場所づくりに大きな役割を果たしており、事業の継続には、指導者の確保や運営人材の発掘、保護者、教職員などをつくる運営委員会の充実を図るほか、学校の理解と協力を得ることが必要で、体験活動・ボランティア活動支援センターの協力を得ながら、指導者確保や人材発掘の支援を行うほか、推進委員会と学校をつなぐ調整役としてサポートしてまいりたい。

次に、角田一議員です。東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致及びスポーツ振興について。まず、合宿誘致に係る市長の思いと求められる政策的効果ですが、江別市には、平成元年に開催されたはまなす国体の会場となった北海道立野幌総合運動公園があります。全国規模の大会が開催可能な施設を、多くの人たちに利用してもらいたいとの思いがあり、アピールできるチャンスと考えています。仮に合宿誘致ができると、世界トップレベル選手のスピード感や力強さを肌で感じることは、若者や子供たちにとって素晴らしい経験になり、高い目標にチャレンジするきっかけとなります。この経験により、オリンピックやパラリンピックを目指す意識や国際感覚が芽生え、将来、世界で活躍できる人材が育つ環境や、より多くの市民がスポーツに参加できる環境の充実を図るチャンスと考えています。

次に、合宿誘致に向けての推進体制ですが、昨年、東京開催が決定したのち、国内の動きは記載のとおりで、開催準備がようやくスタートしたところです。

道の動きとしては、スポーツ合宿誘致に向け、プロジェクトチームを設置し、今後、道内各市町村のスポーツ施設の状況や合宿誘致に関する調査を実施する予定と伺っています。市としては、運動公園の施設整備等に関する連絡会議を立ち上げ、体育協会等の関係団体と意見交換し、道や道体協と協議してまいりたい。

次に、いかに市民の参加を図り、その後の交流等につなぐかの計画立案ですが、北海道が合宿誘致に関する調査をこれから実施しようとする段階のため、道や関係団体と連携し、情報収集に努めてまいりたい。

次に、合宿誘致における施設等ハード面ですが、運動公園が合宿にふさわしい施設となるよう、道や道体協と相談してまいりたい。また、施設整備は、北海道市長会を通じて国に要請し、道と今後協議してまいりたい。

次に、合宿誘致における外国人受入れ等ソフト面ですが、海外チーム受入れの際には、言葉や文化、習慣の違いを正しく理解し、様々な知識や経験を持つ市民ボランティアの協力が必要となってきます。文部科学省では、国内外の実態調査等を行い、スポーツボランティアの具体的な育成策を検討するとしており、検討状況の把握に努め、道とも相談してまいりたい。

次に、合宿誘致を前提とした地域のスポーツ振興に対する施策ですが、市には、青少年スポーツ賞など表彰制度があり、優秀な成績を収めた選手の栄誉を称え、競技スポーツの活性化を図っています。江別には、各競技において全道や全国に通用する高いレベルの選手が多く、オリンピック選手も現れるなど優秀な人材を輩出しており、今後も、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、各競技者が高いレベルの目標にチャレンジできるよう、スポーツ環境の充実に努めてまいりたい。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果をどのように捉えているか、その結果を踏まえた施策ですが、調査結果等は記載のとおりです。その結果を踏まえた施策は、文京台小をモデル校に大学と連携した取組を行っており、全小学校に普及させるため、教員対象の研修会を毎年開催しています。道教委も1校1実践を奨励しており、学校では、縄跳びやドッジボールなどを授業以外に行っています。市としては、大学と連携した出前授業や、大麻小に体育専科教員を配置して、小学校教員の指導力向上などを進めています。来年度は、大学と連携して、文京台小の朝運動プログラムのDVDを作成し、参考になる

佐藤教育部長

よう全小学校に配布予定です。

次に、健康都市づくり施策にスポーツ推進策を関連付け、相乗効果をとの質問ですが、江別市スポーツ推進計画に「えべつ市民健康づくりプラン21と連携したスポーツや運動を通じた健康づくりの推進」を盛り込んでおり、体育館など、高齢者の利用は極めて高い状況です。スポーツを通じて健康寿命が延び、医療費削減などの相乗効果も期待できることから、今後も市民の健康づくりの拠点となる体育施設の環境整備に努めてまいりたい。

次に、スポーツ健康都市宣言ですが、道が平成12年に「スポーツ北海道宣言」を行っており、道内では43の市と町、石狩管内では3市が宣言を行っています。この都市宣言は、市民の総意が大切であり、機運が醸成されるよう、議会論議や体育協会など関係団体等の意向も踏まえ進めてまいりたい。

次に、合宿誘致の意味や波及効果を市民にアピールしてはという再質問ですが、運動公園が、国体以外にはあまり脚光を浴びる機会がなかったことを残念に感じていたところ、昨年、東京オリンピック開催決定の朗報がもたらされ、まずは、市民に向けて年頭の記者会見で、思いを述べさせていただいたところです。今後、北海道では、スポーツ合宿に向けたプロジェクトチームを立ち上げる予定と伺っており、市としても、合宿誘致に向けた関係団体等との連絡会議での意見交換や情報収集を行うべきと考えており、北海道市長会を通じて、北海道に施設整備を働き掛けてまいりたい。市民の皆様には、こうした取組の結果、具体的な方向が見えてきた段階で、市のホームページなどでお伝えしたい。

合宿誘致の推進体制・誘致組織のあり方の再質問ですが、当市ではこれまで、組織的に合宿を誘致したことがなかったが、オリンピック開催を契機に、道内の合宿地として名前が定着することを目指したい。オリンピックに限らず、実業団・大学なども含めた幅広い合宿誘致の前提として、施設整備が課題と考えているので、その課題をクリアしていくために連絡会議による情報収集を進め、一定の見通しが立った段階で、誘致組織のあり方について、協議してまいりたい。

合宿誘致に対する市民理解の醸成と市民スポーツの推進の再質問ですが、最終的には東京オリンピック・パラリンピックの直前合宿の誘致を目指しているが、市民の理解と気運の醸成が大切であり、同時に、市民スポーツ活動の一層の推進が必要と考えていることから、トップアスリートと地域スポーツとの連携を図るとともに、スポーツ少年団への支援や体育施設の整備に今後も努めてまいりたい。また、強化指定選手や指定直前の選手に対する支援も、市民レベルでの応援のほか、体育協会やスポーツ振興財団、各大学にも呼びかけ、相談してまいりたい。

健康都市づくりと連携した施策展開の再質問ですが、市はこれまでも健康づくりと連携して各種施策に取り組んでおり、市教委が所管するスポーツ施策が健康寿命の延びという相乗効果を生む一方、健康福祉部が所管するえべつ市民健康づくりプラン21の施策でも運動の習慣化を推奨しており、相互に関連を持っている。今後も健康福祉部を中心に関係部局と連携し、施策を展開してまいりたい。

次は、高橋典子議員です。学校における教育活動の主体性について。まず、卒業式や入学式について、ステージ形式やフロア形式について、道教委か石狩教育局から何らかの指示があったのかですが、局から儀式的行事の意義を十分踏まえて、卒業式、入学式を行う必要があるとし、学校に改善を指導するよう指示がありました。

次に、卒業式や入学式について、教育現場の判断が尊重されるよう市教委として対応すべきとの質問ですが、学習指導要領では、卒業式などの儀式的行事は学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこととなっています。職員会議等で教職員と共通理解を深め、意思疎通を図った上で、校長が判断し、適切に実施されています。

次に、教育への政治的介入についてですが、教育基本法で「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」と定められていることから、基本的に教育行政に政治的介入は許されるものではないと考えており、今後も、公正中立な教育行政を推進してまいります。

次に、干場芳子議員です。いじめ問題について。まず、いじめ防止基本方針の策定は、法により市には努力義務、学校には必須義務があります。まずは、市が基本方針を定めた上で、学校が策定すべきと考えており、江別市青少年健全育成協議会などを活用して基本

佐藤教育部長

方針を策定します。学校の基本方針は、国からの指導もあり、子供の意見を反映しながら策定するよう指導してまいります。

次に、第三者機関設置の考え方ですが、重大事態が発生した際には、速やかに、組織を設置して調査を行うこととされ、第三者の参加により、調査の公平性・中立性を確保することが求められており、道教委とも協議し、適切な専門家の支援を得られるよう努めてまいります。

次に、子供の権利について理解を深める取組ですが、学校で人権教室など啓発に取り組んできたほか、中学生サミットでは、いじめをテーマに、生徒自らが会議を進行し、意見交換するなど、理解を深める取組を進めてきたところであり、今後も、いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み、関係機関等と連携を図りながら、取り組んでまいります。

ICT環境整備の基本的な考え方について、学習指導要領の改訂により、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることとされたところです。また、文部科学省は教育の情報化に関する手引を作成し、学校のICT環境整備も示しています。市としては、授業等でICTを効果的に活用し、指導方法の改善を図り、児童生徒の学力向上につなげることが重要であり、情報教育用パソコンの計画的更新など、記載のとおり順次、整備してきたところです。

校内LANの整備は、全校一斉の整備は困難なため、まずは、改築の際に有線で整備を進めてまいります。

次に、校内LAN整備の考え方ですが、改築対象校3校は、インターネットに接続できる環境となりますが、他の学校の校内LANの整備は今後検討したい。

次に、電磁波測定の実施ですが、現時点では学校への無線LAN導入の計画はないため、電磁波測定の実施予定はありません。

第三者機関の構築の再質問ですが、第三者機関設置の際には、道教委とも協議し、子供の心理や福祉の専門家などの協力を得られるよう、努めたい。

子供の権利について理解を深める手法の再質問ですが、公民の学習で、子供の人権を学んでおり、中学生サミットなどの取組を進めながら、CAPプログラムは、効果を研究・検討したい。

今後の校内LAN整備は、有線で行うべきとの再質問ですが、改築校での校内LAN整備は有線を予定しており、他の学校の整備は今後検討したい。

次に、坂下博幸議員です。東京オリンピックの練習会場としての江別市への受入れ準備ですが、練習会場の条件は、競技者に快適な施設設備が最優先であり、宿泊施設や医療機関、空港からの交通アクセスなどの便利さが求められる。ほかは角田議員への答弁と同じです。

次に、担当窓口の整備ですが、市としては当面、生涯学習課が中心となって、体育協会などの関係団体や庁内関係部署との調整や連携を図ってまいります。

次に、岡英彦議員です。国際教育について、国際教育の必要性の認識ですが、市は、これまでも、国際理解の向上と国際感覚を身に着けるための取組として、グレシャム市との交流事業として中高生の相互派遣を行っているほか、平成14年度から小学校で外国語活動を始め、順次、全小学校に拡大するなど、充実に努めてきたところです。国際教育は、当市の教育が目指す「子供たちが多様で変化の激しい社会を生き抜いていく力を育てる」ことにつながる重要なものと認識しています。国は、教育振興基本計画に、グローバル人材育成の取組強化が重要課題と位置付けており、市も、学校教育基本計画に位置付け、推進してまいります。

次に、小学校及び中学校での英語教育の取組の課題ですが、英語教育は、小学校では低学年へ拡大の動きがあり、中学校では、英語によるコミュニケーション能力を確実に養成することが求められており、授業時数の確保や教員の資質の向上が課題と認識しています。授業時数は、文部科学省が、小学校の中学年への拡大や高学年の時数増加を検討中で、市は独自に小学校に5人、中学校に2人のALTを派遣し、指導体制の充実に努めているところです。平成26年度からは、3・4年生について、すべての小学校で外国語活動を実施し、1・2年生も、平成27年度から全小学校で実施予定です。また、ALTの増員を予定しているほか、市教育研究所で、年間指導計画や学年ごとの詳細な指導案を作成し、授業で使用するCDの配布も行っています。新年度は、全学級に電子黒板が配置されるので、ICTを活用した授業も充実させていきたい。

佐藤教育部長	<p>次に、生徒に求められる英語力の把握ですが、英語力に関する中学校卒業時の目安は、実用英語検定3級程度とされています。昨年、文部科学省が公表した英語教育改革実施計画では、今後、外部検定試験を活用し、生徒の客観的な英語力を検証し、指導改善に活用していくとされていますが、この計画は、有識者会議を経て中教審で審議予定のため、外部検定試験の導入時期は未定であり、今後の国の動向を踏まえて対応してまいりたい。</p> <p>次に、英語教員の指導力向上ですが、国の英語教育改革実施計画では、中学校の授業を英語で行うなど、教員の指導力・英語力の向上が急務とされており、英語教育推進リーダーの養成や教員の研修を実施するとしています。市教委としては、国の動向に合わせ、研修受講の環境づくりなど、対応してまいりたい。なお、英語圏の国で母語が英語でない留学生などに英語を教える教授法は、学習指導要領との整合性の確保が必要で、今後研究してまいりたい。</p> <p>次に、生徒の留学促進ですが、中学生は義務教育期間中であり、長期に学校を離れるような海外留学は課題が多い。姉妹都市との相互派遣交流事業の拡大は、受入れ校の態勢やホームステイのホストファミリーの確保等、課題があるため、グresham市や学校その他の関係機関と協議してまいりたい。</p> <p>次に、国際バカロレアに関する認識ですが、そのカリキュラムは、学習指導要領が目指す「生きる力」の育成や、課題発見・解決能力等の修得に資するとして、文部科学省が調査研究を行っています。これはディプロマプログラムの趣旨を踏まえた調査研究のため、基本的には高等学校や中高一貫教育校が対象で、高等学校を設置していない市としては、国際バカロレアの導入は難しい。</p> <p>国際教育の必要性の認識の再質問ですが、国際教育の重要性は十分認識しており、姉妹都市との交流派遣事業を行っているほか、先駆的に小学校で外国語活動を開始するなど、独自に充実を図ってきました。今後も小学校での外国語活動の拡大を予定しており、これらの取組を通じて、国際教育の充実に向け進めていきたい。</p> <p>生徒に求められる英語力把握の再質問ですが、外部検定試験の実施は、国が導入を検討中であり、全国の検定方法を統一して行われることが望ましい。英語力の評価は、現在は学校内の試験で十分評価できており、公立の小中学校においては、特定の外部機関の検定を義務付けることはできない。国が検定方法を統一することが望ましく、その段階で推進していきたい。</p> <p>英語教員の指導力向上の再質問ですが、教員は人事異動があるため、北海道全体で取り組むことが望ましく、市教委としては、ALT増員など支援を強化しながら、国の動向を踏まえ、道教委や道立教育研究所に要請してまいりたい。</p> <p>交流派遣生徒数の拡大の再質問ですが、姉妹都市との相互派遣事業は、ホストファミリーの確保など課題があり、学校や関係団体等と十分協議、検討し、課題解決に向けて努力していきます。</p> <p>国際バカロレアに関する再質問ですが、義務教育は学習指導要領に基づき進めることが大前提であり、導入は難しいが、国際バカロレアは、社会から求められている総合的な創造力を目的としているので、導入を目指す札幌市の状況など情報収集に努め、研究してまいりたい。以上であります。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま報告のありました平成26年第1回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお願いします。</p>
郷委員	<p>オリンピックの話が出ていますが、江別市のスポーツ推進計画の中にオリンピックに向けてのスポーツ振興とかを取り入れたりする考え方はあるのですか。</p>
佐藤教育部長	<p>第5期スポーツ推進計画の中には、こういったオリンピックという表現はございません。答弁中にもありますとおり、第一の課題は、北海道立野幌総合運動公園の施設整備になるかと思えます。どこまで公にしていかが分かりませんが、これまでもオリンピックの合宿は水泳等で使われていたと認識しています。特徴としては、道内唯一になると思えます飛び込みのプールがあるということと、グラウンドホッケーの施設があるという特色がありますので、あくまでもこれからの道との協議になると思えます。一定程度、そういった施設整備にめどが立った時点で、次のステップに進むものではないかと考えております。</p>
郷委員	<p>ありがとうございます。</p>
相馬委員	<p>干場議員のいじめの第三者機関設置の考え方についてで、いじめありきで、事前にこう</p>

相馬委員 長谷川委員長	<p>いう機関をつくるというのはどうなのかと考えています。</p> <p>第三者機関は、大きな問題が起きた場合、こういった第三者が入った機関が必要だと思ったときに、常設ではないんですが、速やかに対応できるようにということだと思います。例えば、札幌市でも最近ありましたよね。弁護士が入っていますが、即座に、間を置かないで、これは必要だと思ったときに、すぐ立ち上げて、調査して、報告を求めています。江別市もそういう体制はつくっていますからね。</p>
相馬委員	<p>ほかの市町村では行っていない、心のダイレクトネールというものもありますよね。学校現場を通さないで、直接、教育委員会に提出できるシステムになっています。第三者機関の構築という考え方もあっていいと思うんですが、そうすると、学校現場って何なのかと思ってしまったものですから。</p>
郷委員	<p>今回の場合は、学校現場の方たちには対応が難しい、大きな問題が起きたときに、速やかにこういった機関を設けることができるのかどうかという考え方なのかと思っていません。常にということではなく、大きな問題が起きたときに、スムーズにできるのかという答えを求めているのではないかと考えています。やはり、そういった場合には、中立的な立場の方に入っていて、適切に判断していただくというのが一つの方法ではないかと考えています。</p>
相馬委員 金子学校教育 支援室参事	<p>他市における中立的な立場の方というのはどういう方なのか、少し教えてください。</p> <p>法律ができたのは昨年ですので、都道府県や政令市でパブリックコメントなどを実施して、動き出している最中です。常設するというのは、江別市のような小規模な一般市では、今のところ事例はありません。主に、都道府県、政令市で、常設の動きがあるんですが、第三者を入れることが望ましいとされているのは、あくまでも重大事態が起きたときです。通常、いじめの調査というのは、学校が児童生徒に事情を聞いて、対処できるものはするということが大前提で動いているのは、今までと変わりありません。ただ、重大事態として、例えば、自殺が起きたとか、心身に重大な故障が起こったとか、学校に行けなくなってしまったとか、そういう場合は重大事態というふうに定義しています。そういうときには、大津の事件などを教訓として、学校だけ、あるいは教育委員会だけが調査するのではなくて、例えば、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、そういった方を主にメンバーとした、第三者の視点での調査機関を設置して、調査しましょうとされております。</p>
長谷川委員長	<p>江別市教委としての考え方は、平常時からこの第三者機関を設置するのは、今、江別の状況はそこまでいっていないだろうと判断しておりまして、先ほど委員長がおっしゃられたように、何かが起こったときに速やかに設置するという考えでいます。以上です。</p> <p>基本は学校なんです。いち早くそういった情報を察するのは、学校なり、家庭の親です。大きくならないうちに、そういった対応ができて、またその先生も自分だけで抱え込まないで、先輩や同僚に相談するだとか、あるいは教頭に相談するという、そういった学校全体の風土づくりができればと思います。もう一つは、万が一、何か起きた場合の初期対応、これさえできれば、あまり事が大きくならないうちに済むケースがほとんどなんです。普段から、学校全体でそういった体制をつくって、すぐ対応できる。そして、すぐ教育委員会に報告するということが大切だと思います。</p>
相馬委員	<p>現場と子供たちの信頼関係が大切だと思います。学校現場の先生は一生懸命頑張っていますし、子供たちも父母も信頼できる現場であってほしいと思います。</p>
長谷川委員長 郷委員	<p>ほかはいかがですか。</p> <p>14ページで、CAPプログラムについてご指摘があったということなんですが、どのようなご指摘があったのでしょうか。</p>
金子学校教育 支援室参事	<p>CAPプログラムは、いじめや犯罪被害など、子供たちが危険にさらされるようなときに、どういった対処ができるかということワークショップ形式で体験でき、実践的に学べるものです。最初はアメリカで始まって、10年ぐらい前からその後日本に伝わってきているものです。</p>
相馬委員	<p>一般質問の趣旨としては、子供の権利があるということ認識させるために、こういったCAPプログラムを用いた授業、教室をやる考えはないかというものでしたが、江別市としては、いじめに関する学校のそれぞれの取組だとか、中学校サミットでの生徒同士の議論などをこれからも進めていきたいと答弁しております。</p> <p>CAPプログラムについては、私たちも勉強会でいきましたよね。伊藤課長、覚えていませんか。</p>

伊藤学校教育課長	<p>校長・教頭会の研修会だと思いますが、それはＱＵテストの関係だったかと思えます。各お子さんたちに、記入してもらって、それを統計的に処理すると、その学級状況のまとも状態が分かり、いじめにあっていないか、あっていないとか、そういう判断ができるテストを二小で行っているという事例発表だったかと思えます。</p>
郷委員	<p>私は、ＣＡＰプログラムを見たことがあります。ＰＴＡ活動で、講習会などで取り入れていまして、学校教育の中に取り入れたほうがいいのかという指摘があったのか確認したくて質問をしました。</p>
相馬委員	<p>そのときは良いとか悪いとか分からなかったんですが、ＰＴＡの方で、推進する方がいましたよね。</p>
郷委員	<p>いじめが増えてきている動きの中で、ＣＡＰプログラムも、高学年用、低学年用に分かれていたり、いろいろなパターンがあるんです。保護者版を見たことがあります。ＰＴＡの役員の方から、推進というよりも、こういうものがありますという紹介があったというものです。</p>
相馬委員 金子学校教育支援室参事 長谷川委員長	<p>でも、そういうことは考えていないということですよ。学校教育の中でという所までは質問は踏み込んでいなかったもので、答えもここに記載のとおりとなっています。ほかはいかがですか。</p>
萬総務課長	<p>(なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(2)江別第一中学校教職員住宅における灯油漏れ事故についての報告を求めます。萬総務課長お願いします。 江別第一中学校教職員住宅における灯油漏れ事故について、ご報告申し上げます。資料1ページをご覧ください。まず、江別第一中学校教職員住宅の概要ですが、所在地は上江別西町19番地の6で、昭和53年11月に建築され、35年5か月経過しております。敷地面積等は記載のとおりです。 次に、灯油漏れの状況ですが、裏面、2ページの図を併せてご覧ください。 平成26年3月8日土曜日以降、水道部において、付近住民から水道部に灯油臭がするとの通報を受け、原因調査をしております。水道部下水道施設課の職員が、区間を絞り込んだ上で、3月20日木曜日、住宅敷地内の公共汚水柵の除雪を行い、調査したところ、江別第一中学校教職員住宅の公共汚水柵において、灯油の流出を発見しました。そこで、すぐに教育委員会職員が立会いの下、灯油タンクの圧力試験を実施したところ、灯油漏れを確認いたしました。 次に 灯油漏れ事故判明後の対応についてですが、3月20日覚知当日に行いましたのは、直ちに灯油漏れがあったことを、消防、環境課、土木事務所等に連絡しました。 現場では、タンク本体のバルブを閉め、灯油漏れを停止させました。また、タンク下の雪を取り除き、配管、銅管ですが、露出させて確認したところ、屈曲した部分があり、灯油が染み出ていることを確認しました。 その後、融雪水の流出により周辺の土地に汚損が及ぶことを防ぐため、設備工事業者により、灯油タンクそばの地面を1.5メートルほどの深さに掘削し、周辺の水が流入するようにし、表面に浮かんだ灯油を吸着マットで除去しました。 翌日21日から2日間では、下水道施設課と環境課から、付近住民からの通報後12日間を経過していることなどから、付近の土地への汚染拡大がないか確認するよう指摘を受けておりましたので、境界付近の敷地内5か所を掘削し、汚損範囲を特定する作業を行いましたところ、タンク周辺と給油配管を伝うなどして、建物まわりの排水管・排水柵周辺に汚損が認められました。 特に、建物角にある排水柵においては、地中の継ぎ目の隙間から灯油が流入し、公共汚水柵を経由し、下水道本管に流入していることが分かりました。そのため、灯油による汚損と老朽化も見られたため、排水柵と排水管を取替えるとともに、タンク付近を中心に広範囲に汚損した土壌を除去し、油類分解バクテリアを散布しました。 24日から26日には、給油配管を取替えるとともに、汚損した土壌の除去と油類分解バクテリア散布を繰り返しました。その後、客土埋戻しを行い、汚損した土砂等は、産業廃棄物として適正に処分しております。</p>

<p>萬総務課長</p> <p>長谷川委員長</p>	<p>最後に経費ですが、汚染土の処分委託料に三百数十万円を要することから、総務部財務室財政課との協議により、既定予算の流用等により対応することとしております。</p> <p>このたびの反省を生かし、再発防止策として、融雪後、教職員住宅の灯油タンクの一斉点検を行い、不良個所の交換等を進めてまいります。以上です。</p>
<p>長谷川委員長</p>	<p>ただいま報告のありました江別第一中学校教職員住宅における灯油漏れ事故について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、本報告については終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>続いて、2の審議事項に入ります。</p>
<p>萬総務課長</p>	<p>平成26年議案第18号江別市教育委員会に対する市長の権限に属する事務の委任に係る同意についての説明を求めます。萬総務課長お願いします。</p> <p>平成26年議案第18号江別市教育委員会に対する市長の権限に属する事務の委任に係る同意について、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>資料3ページをご覧ください。市長から3月25日付けで、市長の権限に属する事務の委任に係る告示内容を変更することについて、協議する旨の申入れを受けました。つきましては、委任事務の改正について同意いたしたくご提案申し上げる次第です。</p>
<p>長谷川委員長</p>	<p>資料1ページをご覧ください。協議内容は、幼稚園に関する事務を市長部局に一元化するため、幼稚園に関する事務を委任事務から除くものであります。同意書文案は裏面の2ページのとおりです。以上、ご承認くださいますようお願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、市長からの委任事務の申入れについては、教育委員会として同意することによろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>萬総務課長</p>	<p>それでは、そのように確認いたします。</p> <p>次に、平成26年議案第19号江別市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、平成26年議案第20号江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、平成26年議案第21号江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、及び平成26年議案第22号江別市私立幼稚園の就園奨励費に対する補助金交付規則及び江別市私立幼稚園補助金交付規則を廃止する規則の制定について、以上、4件についての一括説明を求めます。萬総務課長お願いします。</p>
<p>萬総務課長</p>	<p>平成26年議案第19号ないし22号、江別市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてほか3件の規則等の制定について、一括して提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>まず、議案第19号江別市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定については、幼児教育及び幼稚園に関する事務の市長部局への移管、組織変更等に関連して、所要の改正を行うものであります。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。改正内容は、今般の事務移管、組織変更等に関連して、本規則の表現を全般的に見直し、より適切な表現に改めること等でございます。</p> <p>資料3ページ以降は新旧対照表です。左側は改正前で、右が改正後であり、下線部分が改正となる部分です。</p> <p>次に、議案第20号江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について申し上げます。</p> <p>改正理由は、今般の事務移管に伴う教育部内の事務分掌の変更、特別支援教育における就学支援等の一貫した支援のための委員会名称の変更、江別市青少年健全育成協議会条例の制定に伴う担当事務の追加によるものであります。</p> <p>資料の2ページは改正規則本文であります。改正内容は、新旧対照表で説明いたします。</p> <p>議案資料4ページの総務課総務係の事務の改正は、市長部局に移管する幼児教育及び幼稚園に関する事務を削るとともに、教育部内の事務分掌の見直しを行い、学校教育課所管であった学校教材、教具等に関することを総務課総務係に移管します。</p> <p>次に、5ページの学校教育支援室の事務の改正は、特別支援教育における就学支援等の</p>

萬総務課長	<p>一貫した支援のための委員会名称の変更等であります。また、6ページの6行目は、江別市青少年健全育成協議会条例の制定に伴う担当事務の追加であります。</p> <p>次に、学校教育課学校教育係の事務の改正は、総務課との事務分掌の見直しによるものです。</p> <p>次に、議案第21号江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について申し上げます。</p> <p>資料の2ページは改正規則本文であります。改正理由は、今ほど申し上げました議案第20号教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正と同様であり、改正内容は、議案資料4ページの新旧対照表のとおり、特別支援教育担当参事及び学校教育支援担当参事の手続について、所要の改正を行うものであります。</p> <p>次に、議案第22号江別市私立幼稚園の就園奨励費に対する補助金交付規則及び江別市私立幼稚園補助金交付規則を廃止する規則の制定について申し上げます。</p> <p>資料の2ページは改正規則本文であります。廃止理由は、幼児教育及び幼稚園に関する事務の市長部局への移管に伴い、教育委員会としては関係規則を廃止するものであります。なお、これら4件の規則等は、すべて附則におきまして、施行日を平成26年4月1日としております。</p> <p>以上、平成26年議案第19号ないし22号、江別市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてほか3件の規則等の制定についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました4件の議案に対する質問等がございましたら、一括してお受けいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、平成26年議案第19号ないし議案第22号について、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
伊藤学校教育課長	<p>次に、平成26年議案第23号江別市小学校外国語活動指導助手の任用等に関する規程の制定についての説明を求めます。伊藤学校教育課長お願いします。</p> <p>議案第23号江別市小学校外国語活動指導助手の任用等に関する規程の制定について、ご説明いたします。</p> <p>1番として制定理由であります。外国語活動指導助手の任用形態を、現行の第二種非常勤職員から非常勤特別職に変更することに伴い、外国語活動指導助手の身分及び報酬、勤務条件等を定めた規程を制定する必要があるためであります。</p> <p>具体的に、制定理由をご説明いたします。江別市では、平成14年度から、外国人の指導助手、いわゆるALTを採用し、小学校5校で外国語活動を始め、平成17年度からは全小学校に拡大してきたところであります。</p> <p>平成20年に告示された学習指導要領により、5・6年生では外国語活動が必修となり、平成21年度からは国の英語ノートを使用して、授業してきております。また、4年生以下につきましては、ALTの空き時間を活用して、学校独自に外国語活動を実施しております。</p> <p>3・4年生につきましては、平成26年度から全小学校で外国語活動を実施することとし、1・2年生については、平成26年度は準備のできた学校から実施し、平成27年度からは、全小学校で実施していく予定であります。そこで、4年生以下の外国語活動の授業にも、ALTを派遣する予定であります。</p> <p>現行の5・6年生に合わせて、全小学校の4年生以下において、外国語活動を実施する際に、現在のALTの人数・体制では、すべての外国語活動の授業にALTを派遣できないこととなります。</p> <p>外国語活動の実施に当たりましては、ALTと接することで、外国人とのコミュニケーションに対する意欲と能力の素地を培うことができると考えており、小学校の外国語活動の円滑な実施のため、市教委としては、ALTを1名増員するとともに、勤務時間を延長することといたしました。</p> <p>勤務時間については、現行の週29時間の場合には、水曜日は8時15分から午後2時まで、水曜日以外は8時15分から午後3時までとなっております。</p>

伊藤学校教育課長	<p>今後は、授業のない長期休業中は、現在と同様に29時間で勤務時間に変更はありませんが、長期休業中以外の授業のある時には、勤務時間を1時間延長し、水曜日は8時15分から午後3時まで、水曜日以外は8時15分から午後4時までとなり、週の勤務時間が34時間と増えるものであります。このことにより、6時間目までの授業に入ることが可能となりますし、放課後においてALTが担任と打合せする時間も確保できるようになるものであります。</p>
	<p>現在、任用の根拠となっている江別市非常勤職員の取扱いに関する規程では、1週間につき、29時間以内で勤務するものとされており、週34時間の勤務では一般職の非常勤職員としては任用できないこととなります。そのため、特別職の非常勤職員として任用するため、新たに江別市小学校外国語活動指導助手の任用等に関する規程を制定し、この規定を基に任用するものであります。</p>
	<p>2番の制定する規程については、資料の3ページから6ページのとおりであります。現行の任用条件との違いを基に説明いたしますので、資料の7ページをご覧ください。</p>
	<p>一番左が任用の条件です。左側から2番目が平成25年度、現行の状況です。右側から2番目が平成26年度以降の任用の形態であります。一番右側が、今回制定する江別市小学校外国語活動指導助手の任用等に関する規程の中で、どの条項に規定されているかを表しています。</p>
	<p>上から1行目、根拠規定は、現行は江別市非常勤職員の取扱いに関する規程であります。平成26年度以降は、ただいま審議していただいている江別市小学校外国語活動指導助手の任用等に関する規程となります。</p>
	<p>2行目の身分は、第二種非常勤職員が非常勤特別職となります。</p>
	<p>3行目の任用期間は、1年間で変更はありません。</p>
	<p>4行目の退職の申し出及び5行目の免職は、記載のとおり新たに規定します。</p>
	<p>6行目の報酬月額、現行が24万8,600円ですが、今後は特別職となることから、江別市特別職の職員の給与に関する条例に基づき、市長が別に定める額となります。現在は、月額24万8,600円ですが、今後は勤務時間の延長分を増額し、月額27万7,500円とする予定であります。</p>
	<p>上から9行目の勤務に係る費用弁償等について、原則は支給しておりませんが、北光小学校、角山小学校、野幌小学校への勤務の場合には、タクシーチケットを支給しております。今後につきましては、さきの3小学校については、同様にタクシーチケットを支給いたします。また、教育庁舎から2キロメートル以上ある学校に勤務する場合には、バス運賃分を市内旅費として支給していく予定であります。</p>
	<p>10行目の勤務時間については、先ほども説明しましたが、現行の週29時間から、長期休業中は週29時間、それ以外は週34時間となります。これら以外の任用形態については、現行と同じであります。なお、1名増となります外国人指導助手の採用につきましては、3月31日を応募締切りとして現在公募中であり、4月3日に面接試験を行い、任用していく予定であります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
長谷川委員長 相馬委員	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 小学校の英語教育を早い時期からということで、すごく大切なことですので、素晴らしいことだと思います。確認なんです、1・2年生は27年度からですね。</p>
伊藤学校教育課長	<p>3・4年生は先ほど説明しましたように、今年度から年間12時間程度を全校で実施します。1・2年生につきましては、準備ができた学校は進めてほしいということで、現在のところ、19校中14校で行う予定ということで把握しています。平成27年度からは、1・2年生も年間12時間程度実施するというので学校と調整しています。</p>
相馬委員	<p>それで、英語教育の取組が非常に濃厚であるということ、全道、全国的に知ってもらうということが大切です。江別はどの市町村よりも早くやっているということ、これを宣伝ではないんですけども、報道機関から広がっていくという時代ですので、こういうことをやっているんだということをあらゆる機会に発信できるよう、委員会でご検討いただきたいと思います。</p>
	<p>先ほどの岡議員の話ですが、大学教育の場合はTOEICだとかありますが、小学校でも検定試験をどうのこうのということがありますが、私はあまり検定試験には興味がありません。実は、私も中学と高校の英語科の免許を持っていて、自分も海外とか国際的な</p>

相馬委員	<p>交流をしているので感じる場合があります。英語はすごい単純で、私も話すことにそんなに自信はないんですが、要するに単語なんですね。単語の数を知っていると、意外と通じます。検定試験とかよりも、漢字テストと同じように、江別流ということで単語テストというものを導入していただければいいかなと思います。単語さえ知っていれば、会話が通じる。テストと言うとあれなので、単語覚えるゲームみたいな感じで、誰でも知っているドッグとか、そういうものは止めていただいて、せつかく1年生から英語を始めるんだったら、是非カリキュラムに入れていただきたい。そのほうが生かせるというか、話せるようになると思います。検討でもかまわないのですが。</p>
伊藤学校教育課長	<p>今、ご指摘の部分ですが、4年生以下の学習を進める上では、3・4年生は総合的な学習の時間で行う予定でいます。1・2年生については、余時数と言いますか余裕を持った時間で対応する予定です。3・4年生につきましては、総合的な学習の時間ですので、学習指導要領の中で、こういった形のものを行うかということが、ある程度定められております。英会話ばかりをするというのは、学習指導要領上、ちょっと難しいところがありますので、ALTが入る中で、文化の違い、あるいは自国の良さ、そういったことを学ぶ過程の中で、英語に親しむ、あるいはALT、外国人と会話することに気持ちが臆することのないようにということで行っていきたくて考えています。</p>
相馬委員	<p>相馬委員がおっしゃられますように、英語力の単語の部分もちろんですが、それ以前の外国人と話すということの抵抗が薄れるという部分が中心になろうかと思えます。</p> <p>これから導入されますが、学校現場には、指導計画、あるいは指導案を提示しております。導入していった経過の中で、各学校の先生方の意見を踏まえて、改定する部分は改定していきたくて。そして、より良いものにしていきたくて考えております。以上です。</p>
長谷川委員長	<p>もう一回です。これは私の持論ですが、外国人と楽しむ、親しむ機会というのは、確かに10年前だったらいいんですけども、今、それはもう当たり前のことです。その辺にお買い物に行っても、外国の方は多いんです。接するというのではなく、もう接しているということで、現実的に生きたものと言うのか、楽しむ英語教育というものはもう止めていただきたい。現実的に生きている会話教育を是非とも進めていただきたいと思えます。これからの国際社会で、今の子供たちがすごい難題に遭遇するかもしれません。会話ができなかつたら、うやむやにされてしまいます。これから、どうなるか分からないときに、子供たちの命もかかってくるので、会話は楽しむものではなくて、現実的に必需ということで考えてほしいです。私はいつも、いろいろなことを言うてしまうのですが、将来のために、切に希望いたします。</p>
伊藤学校教育課長	<p>伊藤課長、そういう意見もあるということですか。</p> <p>ほかはいかがですか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、平成26年議案第23号江別市小学校外国語活動指導助手の任用等に関する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、平成26年議案第24号江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。伊藤学校教育課長お願いします。</p> <p>議案第24号江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>1番の改正の理由であります。北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令が平成26年4月1日から施行となることに伴い、その取扱いに準じて、江別市立学校管理規則の一部を改正するものであります。</p> <p>具体的に申し上げますが、平成21年に国の制度改正や道人事委員会報告を踏まえ、道職員とともに、学校職員の休憩時間を45分から1時間に改正しています。しかし、その後の学習指導要領の改正による授業時数の増加や学習指導、生徒指導、部活動など、児童生徒への授業時間以外での対応が増加し、休憩時間の確保が困難となっています。さらには、他都府県では休憩時間を45分又は少なくとも45分としており、休憩時間を1時間と定めているのは道のみという状況に鑑み、北海道教育委員会では、学校職員の休憩時間を1時間から45分に短縮するため、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行するところであります。</p>

伊藤学校教育課長	<p>条例改正の内容は、1日の勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を、少なくとも1時間から少なくとも45分に短縮するよう改正するものであります。なお、1日の勤務時間が8時間を超える場合には、従来と同様に休憩時間を少なくとも1時間とするものであります。</p> <p>江別市内の小中学校の職員の勤務時間、休暇等については、江別市学校管理規則第31条において、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の定めるところによると規定されており、北海道が改正した内容がそのまま適用となります。また、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、関係通達も改正されました。</p> <p>労働基準法では、休憩は原則一斉に付与することとされておりますが、今回の改正に伴い、小中学校においては休憩時間の一斉付与の特例が認められるようになり、一斉に付与しないことが可能となりました。それに伴い、一人ひとりの休憩時間を把握できるように、休暇等処理票、休暇等処理簿が改正されました。</p> <p>そこで、江別市においても関係帳票の改正が必要となり、今回の学校管理規則の改正を行うものであります。</p> <p>2番の改正規則であります。3ページから5ページのとおりです。説明の都合上、資料7ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>表の左側が改正前、右側が改正後であります。第14号様式の2は、校長用の休暇等処理票であります。変更箇所は、宛先を漢字に変更していること。5番として、休憩時間の記載欄を設けたこと。記載上の注意欄に5番として、休憩時間を記載するよう注意を促すものを加えております。</p> <p>次に、8ページをご覧ください。第15号様式その1は、校長以外の職員の年次有給休暇、特別休暇等に使用する休暇等処理簿であります。様式の一番右側に備考欄を設けること、記載上の注意欄に4番として、休憩時間を記載するよう注意を促すものを加えております。</p> <p>次に、9ページをご覧ください。第15号様式その2は、校長以外の職員の病気休暇に使用する休暇等処理簿であります。先ほどと同様に、様式の一番右側に備考欄を設けること、記載上の注意欄に3番として、休憩時間を記載するよう注意を促すものを加えております。以上が改正内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(なし) 同士</p> <p>それでは、平成26年議案第24号江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、平成26年議案第25号江別市少年育成委員の委嘱についての説明を求めます。金子参事お願いします。</p>
金子学校教育支援室参事	<p>議案第25号江別市少年育成委員の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>少年の非行防止等のための街頭巡回指導に当たる江別市少年育成委員につきましては、2年間の任期で委嘱しているところですが、本年3月31日で任期が満了することから、江別市少年指導センター規則第3条の規定により、新委員の選考事務を進めてきました。</p> <p>今回委嘱しようとする委員は、議案の候補者名簿に記載のとおり、新任の1名を含む計33名で、任期は平成26年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。</p> <p>なお、野幌地区及び大麻地区の欠員につきましては、補充に向けてさらに選考を進めていきたいと考えております。以上、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。</p>
長谷川委員長 郷委員 金子学校教育支援室参事 長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>必ず、各地区12名枠を埋めなくてはいけないということですか。</p> <p>少年指導センター規則では、定数を定めておりませんので、12名を目安にという考え方です。</p> <p>それでは、平成26年議案第25号江別市少年育成委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、平成26年議案第26号江別小学校・江別第三小学校統合校の学校名についての</p>

長谷川委員長 金子学校教育 支援室参事	説明を求めます。金子参事お願いします。 議案第26号江別小学校・江別第三小学校統合校の学校名について、ご説明いたします。 江別小学校・江別第三小学校統合校準備委員会では、昨年10月以降、学校名案の選定に向けた協議を行ってきました。
長谷川委員長	このたび、議案に記載の江別市立江別第一小学校に選定されましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。 なお、次のページには、参考として、準備委員会から提出された統合校の開校に向けた協議の中間報告書を掲載しておりますのでご参照ください。以上です。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。
金子学校教育 支援室参事	(なし) それでは、平成26年議案第26号江別小学校・江別第三小学校統合校の学校名についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他各課所管事項に入ります。 (1) 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についての説明を求めます。金子参事お願いします。
長谷川委員長	平成26年度から新たに設置する江別市青少年健全育成協議会につきましては、3月25日の市議会定例会本会議において条例が可決されたところですが、この条例に基づき委員の委嘱をするため、現在、選考事務を進めているところであり、4月の定例教育委員会で議案として提出する予定ですので、よろしくお願いいたします。以上です。 本件に対する質問等がございましたらお受けします。
萬総務課長	(なし) それでは、次に、次回定例教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、平成26年度学校選択制にかかる入学状況について、審議事項として、江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についてなどを予定しております。
長谷川委員長	また、次回、定例教育委員会の日程でございますが、4月22日火曜日、午後2時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、予定案件、日程の関係は4月22日火曜日、午後2時からということで皆様よろしいですね。
	(一同了承) 以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後4時05分

署名人（委員長） 長谷川 清明

署 名 人 相馬 範子